

# あいちの山里・離島移住促進強化事業業務委託基本仕様書

## 1 件名

あいちの山里・離島移住促進強化事業業務

## 2 目的

「産業首都あいち」と呼ばれるほど産業県のイメージが強い愛知県では、豊かな自然や独自の伝統文化を有している三河山間地域<sup>※1</sup>や離島<sup>※2</sup>（以下「あいちの山里・離島」という。）の認知が進んでいない状況である。

そのため、「あいちの山里・離島」の認知度向上を図ることを目的として、2021年度に統一イメージであるキービジュアル<sup>※3</sup>を策定し、2022年度からは、東京圏在住者に対しキービジュアルを活用したPR事業を実施している。

本事業では、これまでの事業の結果を踏まえ、より一層効果的で訴求力の高いPR事業を行うことで大都市圏（ここでは東京圏及び近畿圏のことを言う。以下同じ。）における「あいちの山里・離島」の更なる認知度向上や訪問先・移住先としてのイメージ形成を図り、当地域への移住促進につなげることを目的とする。

※1 岡崎市（額田地区）、豊田市（旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡の各地区）、  
新城市、設楽町、東栄町、豊根村

※2 佐久島（西尾市）、日間賀島（南知多町）、篠島（南知多町）

※3 ウェブサイトや紙媒体においてメインとなるイメージ画像のこと。

ロゴやシンボルマーク、キャッチコピー等を組み合わせて作られる。



## 3 事業期間

契約日から 2025 年 3 月 21 日（金）まで

## 4 事業内容

- (1) イベント等企画・出展業務
- (2) 大都市圏情報発信業務

## 5 業務委託の内容

- (1) イベント等企画・出展業務

大都市圏在住者に対して、あいちの山里・離島の認知度向上、訪問先や移住先としてのイメージ形成を図るため、以下の業務を行うこと。

### ア 他催イベントへの出展

大都市圏で開催する移住関心層が集まるイベントに出展すること。

出展に必要な出演者等との調整、企画及び運営を行うこと。

出展するイベントは以下のイベントとする。

時期（予定）	出展イベント名
2024年7月20日（土）	おいでや！いなか暮らしフェア 2024
2024年9月21日（土） ～22日（日）	ふるさと回帰フェア 2024 ※出展料は県が別途負担
2024年12月7日（土） ～12月8日（日）	JOIN 移住・交流&地域おこしフェア 2024Winter

## イ 移住セミナーの開催（6回）

### 【運営】

大都市圏の移住関心層を対象とした移住セミナーを認定 NPO 法人ふるさと回帰支援センターと共催で実施すること。

開催に必要な出演者等との調整、企画及び運営を行うこと。

内容は以下のとおりとする。

項目	特記事項
開催内容	・あいちの山里・離島の魅力が伝わるテーマ、内容やスケジュール等を提案の上、実施すること。 ・セミナーを通じて参加者の移住意欲を喚起し、移住検討段階への向上を図ること。
開催対象	・大都市圏の移住関心層とすること。
参加費	・原則無料とする。実費等を徴収する場合、県と協議すること。
開催場所	・東京圏4回、近畿圏2回 （東京圏は東京都有楽町のふるさと回帰支援センター・セミナールーム、近畿圏は大阪ふるさと暮らし情報センターセミナー室の使用を想定） ・オンライン又はオンラインと対面の併用
参加者数	各回20名以上

セミナーのタイトル、開催内容、開催対象、開催形式、出演者、広報手段（参加者数各回20名以上を達成するための方策を含む）、当日の運営方法等を受託者が提案して県と協議した後、実施計画書を作成すること。

参加者に対して、移住希望時期、移住先（候補を含む）決定の主たる要因となるもの、あいちの山里・離島のイメージ等に関するアンケート調査を実施すること。アンケート調査の実施にあたっては、回収率を高めるための工夫を講じること。また、アンケート調査実施後は、結果の概要版を作成すること。

## 【広報】

インフルエンサーの活用や SNS を活用した広報、イベント実施後のアーカイブ配信等様々な媒体を活用し、セミナーの集客や効果が広く波及するような運営手法を提案し、実施すること。

委託者が広報するためのチラシ（A4、カラー、両面刷り）を作成すること。  
また、SMOUT を活用してセミナーの告知及び DM 対応を実施すること。（県で保有しているアカウントを使用するため、別途費用はかからない。）

以下の事項について県が実施するため、重複しない手法により実施すること。

- ・ 県事業の SNS を活用した広報
- ・ 県と包括協定等を締結する大学等への広報
- ・ 宝島社「田舎暮らし」へのイベント情報掲載

## 【留意事項】

以下の事項について県が負担又は実施する。

- ・ ふるさと回帰支援センター及び大阪ふるさと暮らし情報センターのセミナールームの予約及び会場使用料の負担
- ・ ふるさと回帰支援センター登録者に対するダイレクトメールの発送料の負担（各回 100 通まで）

## ウ PR 資材

キービジュアルを活用したノベルティを作成すること。内容及び数量は受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

その他に必要なであれば受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

## (2) 大都市圏への情報発信業務

大都市圏在住者に対し、あいちの山里・離島の認知度向上を図るとともに、移住後の生活を具体的にイメージがしてもらえるよう、適切な PR の方法を 2 種類以上提案の上、県と協議の上実施すること。

### <PR の例>

SNS や YouTube による広告配信、SMOUT（前述のとおり）、移住関連冊子への記事掲載、電車広告、主要駅への PR 冊子の配架、デジタルサイネージの活用など。

## 6 事業全体の運営・管理等

- (1) 本事業全体の運営を管理する統括責任者を 1 名配置すること。
- (2) 本事業についての窓口となる担当者を 1 名配置すること。
- (3) 県と連絡を密にし、遅滞なきよう事業全体の進捗管理を行うこと。また、事業の進捗状況を県に適宜報告すること。
- (4) 「あいちの山里・離島移住促進強化事業」に関する業務委託先募集要項に基づ

- いて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 事業の推進に当たっては、地元関係者の意向を十分に反映させることとし、必要に応じて打合せの場を設けること。
  - (6) トラブル等が発生した場合は、直ちに県に報告すること。
  - (7) 利用者・利用団体、協力施設、地元関係者等からの問合せ・苦情に対応できる体制を整えること。また、県から要請があった場合は、土曜・日曜・祝祭日等における問合せにも対応できるようにすること。
  - (8) 問合せ・苦情を受けた際は、その日時、相手方の属性、問合せ・苦情の内容及び対応を記録し、直ちに県に報告すること。

## 7 成果物の提出

事業終了後、以下の成果物を 2025 年 3 月 21 日（金）までに提出すること。提出場所は、愛知県総務局総務部市町村課地域振興室とする。

※業務報告書は事前に県と内容を十分調整したものを提出すること。

- (1) 事業報告書（A4判） 2部  
(打合せ記録等を含む。提出に当たっては、表紙・目次頁の挿入、各頁への頁数の附番並びにインデックス等にて各項目の見出しを示す等、受取側が読みやすいものとする。)
- (2) 事業報告書（電子データ） 1組（CD-R 又は DVD-R）
- (3) 本事業で制作した制作物（PR 資料等） 一式
- (4) (3) で制作した制作物の納品書（事業報告書に挿入すること） 2部
- (5) その他県が必要と指示するもの

## 8 その他

- (1) 本事業の実施に当たり、県と十分な打合せ（オンラインでの打合せも可とする。）を行い、県は随時本事業の業務に立ち会うことができるものとする。なお、打合せを行う場合は、受託者は議題、要点等を明確化した上で、あらかじめ県に打合せ資料を送付するなど、短時間で生産性の高いものとする。また、打合せ後は、原則として3開庁日以内に県に記録簿を提出すること。
- (2) 受託者は県に代わってイベント出演者や地元関係者等との打合せ等に参加する場合、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3開庁日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (3) 受託者は、県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。報告に当たっては、積極的にメール等デジタル媒体を活用すること。
- (4) 本事業のほか、県が実施する他の事業と積極的に連携をとって業務に当たるこ

と。

- (5) 本事業の制作物の著作権、所有権等、その他一切の権利は、県に帰属するものとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。また、受託者は県等に対し著作人格権の行使をしないものとする。
- (6) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (7) 本事業については、「あいち山村振興ビジョン2025」(2020年12月)、「愛知県離島振興計画」(2023年3月)の趣旨に基づき事業実施に当たること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、市町村を始めとする地元関係者等と幅広く連携を図ること。
- (9) 受託者は、本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。
- (10) 本事業が効率的かつ確実に遂行されるよう戦略的提案並びに進捗管理及び参考となる資料等の提供を積極的に行うこと。
- (11) 業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手するほか、必要に応じて県が貸与する。なお、借用に当たり県に借用書を提出することとし、貸与された資料の取扱いは慎重に行い厳重に保管するとともに、必要がなくなった場合は直ちに返却するものとする。
- (12) 県は、必要に応じ、本事業の目的を達成するため適切な指示を行うものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (13) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と受託者が協議し、県の指示により業務を遂行するものとする。